医療

国民健康保険

正しい受診で医療費の適正化を

問 町民税務課 国保年金係 ☎77-3913

病気やけがをしたときに使う国民健康保険の正しい受診方法をご存知でしょうか？正しい知識を身につけて適正な受診をお願いします。

Q&A

Q. 医療費ってなに？

A. 皆さんが医療機関を受診するときにかかるお金を「医療費」といいます。

また、国民健康保険の医療費の主な財源となっているのが国民健康保険税です。医療費が増えると国民健康保険税も増額せざるを得なくなり、家計への負担も大きくなってしまいます。

※（図1）参照のとおり

Q. 医療費が増えてしまう原因は？

A. 高齢化や医療技術の進歩、生活習慣病の増加や重複・頻回受診、安易な受診などが挙げられています。

Q. どうやったら医療費は減るの？

A. 次のようなちょっとした心掛けが医療費の削減につながります。

1. 医療機関のかかり方

軽い症状や同じ病気などで、「複数の医療機関を受診する」「休日・夜間に受診する」「最初から大病院を受診する」「医師の指示を守らない」などを行うと医療費を増加させてしまうだけでなく、重複する検査や投薬により体に負担がかかります。

また、同時に医師の負担増加となり、本当に必要な人に医療の手が届かなくなる可能性があります。

※かかりつけ医・かかりつけ薬局を持っていますか？

体のことを理解している医師がいると安心です。信頼できる身近な医師を見つけ、気になることがあったら最初にかかりつけ医に相談する習慣をつけましょう。

また、かかりつけ薬局を決めてお薬手帳を利用することにより、薬歴が分かるので重複処方を防ぐことや、飲み合わせなどの服薬の相談もできるようになります。

2. ジェネリック医薬品（後発医薬品）を使いましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、特許期間の過ぎた新薬（先発医薬品）と同じ効能のある処方薬で新薬よりも低価格です。

ジェネリック医薬品に切り替えることで医療費の抑制につながり、医療機関での窓口負担も少なくなる場合がありますので、医師や薬剤師に相談してみましょう。

3. 体を大切にしましょう

一度生活習慣を見直し、栄養・運動・休養をバランスよく取りましょう。

病気になる前に予防することが最高の治療法かつ医療費の節約法となりますので、病気にならない生活習慣を心掛けましょう。

（図1）

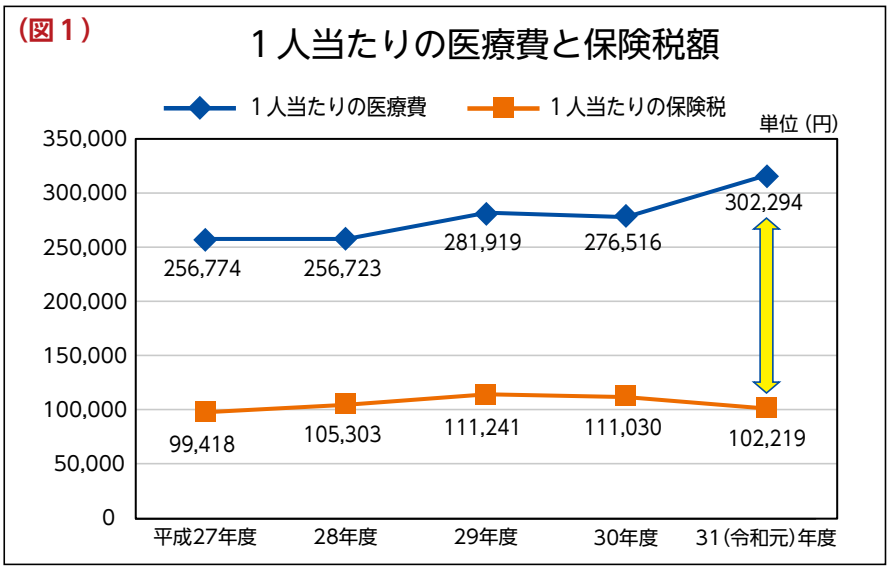

後期

後期高齢者医療制度保険料

軽減が受けられる場合があります

問 町民税務課 国保年金係 ☎77-3912

後期高齢者医療制度では、被保険者一人一人が保険料を納めます。保険料率（「均等割額」と「所得割額」）は、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年ごとに見直されます。

■令和3年度後期高齢者医療制度の保険料

【均等割額】 43,400円（被保険者全員が負担する額）

※令和2年度と同額となります。

【所得割額】 総所得金額等－基礎控除額43万円×8・39％

《所得割率》（被保険者の前年所得に応じて負担する額）

※令和2年度基礎控除額33万円から変更となります。

■保険料の目安

表①参照（1人世帯で公的年金収入のみの方の保険料額）

所得状況に応じて、保険料の軽減が受けられる場合があります。

■均等割額における軽減判定制度の変更

所得の低い方や会社の健康保険などの被扶養者であった方に対する保険料の軽減があります。なお、軽減の判定は被保険者や世帯主の所得により自動判定にて軽減を適用するため、申請の必要はありません。

①所得の低い方の均等割額軽減

世帯の所得状況に応じて「均等割額」が軽減されます。

令和3年度は軽減判定所得基準の算定方法が見直されたため、7・75割軽減が7割軽減に変更となります。（表②参照）

②会社の健康保険などの被扶養者であった方の保険料軽減

後期高齢者医療制度加入の前日に会社の健康保険や共済組合などの被用者保険の被扶養者であった方の「均等割額」は、加入した月から2年間のみ5割軽減されます。なお、所得割額は特例措置が軽減されるため引き続き賦課されません。

※国民健康保険および国民健康保険組合の被保険者であった方は対象になりません。

※「①所得の低い方の均等割額軽減」に該当の場合、軽減割合の高い方が優先されます。

（表①）保険料の目安

（年間保険料額は100円未満切り捨て）

公的年金収入額	公的年金等に係る雑所得の金額（総所得金額等①）	均等割額②		所得割額③【(①−43万円)×8.39%】	年間保険料額（②＋③）
80万円	0円	7割軽減	13,020円	0円	13,000円
120万円	10万円	7割軽減※	13,020円	0円	13,000円
170万円	60万円	5割軽減	21,700円	14,263円	35,900円
200万円	90万円	2割軽減	34,720円	39,433円	74,100円
240万円	130万円		43,400円	72,993円	116,300円
280万円	170万円		43,400円	106,553円	149,900円

※令和2年度は7.75割軽減でしたが、令和3年度以降は7割軽減となります。

（表②）軽減判定所得基準

軽減判定所得基準（世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計）	軽減割合	軽減後の均等割額
43万円＋10万円（給与・年金所得者の数－1）※以下の場合	7割軽減	13,020円/年
43万円＋（28.5万円×世帯内の被保険者数）＋10万円×（給与・年金所得者の数－1）※以下の場合	5割軽減	21,700円/年
43万円＋（52万円×世帯内の被保険者数）＋10万円×（給与・年金所得者の数－1）※以下の場合	2割軽減	34,720円/年

※世帯内の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかに該当する者が2人以上いる場合には、その人数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加えます。

●給与収入（専従者給与を除く）が55万円を超える。

●65歳以上（前年の12月31日現在）で公的年金収入（特別控除額15万円を差し引いた額）が110万円を超える。

●65歳未満（前年の12月31日現在）で公的年金収入が60万円を超える。

注）軽減判定の対象となる方の所得情報がない場合には、所得の申告が必要となる場合があります。